

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開決定を取消し、積算歩掛、単価歩掛及び補償単価を除き公開すべきである。

2 異議申立ての主旨

異議申立ての主旨は、異議申立人が平成12年3月21日付けで名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、下記の文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長が平成12年3月31日付けで行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

記

損失補償算定標準書

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

- (1) 損失補償算定の基準を市民に公開することが、何ゆえ事業の適正な執行を妨げるのかが理解できない。情報公開の内容・程度には、地域により格差があるようであり、都市によっては公共事業の予定価格まで公開あるいは公表している今日このごろである。補償基準が客観性のある適正なものであれば、市民に広く知られることでどのような不都合が生じるというのであろうか。非公開の理由が、不明確で納得できるものではない。

条例の原則公開の精神に立ち返って、市民の知る権利を保障し、市民の理解と信頼を確保するためにも本件対象公文書の公開を決定されたい。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

- (1) 公共事業に必要な土地の買収等の他に支障となる建物、工作物の移転及び権利の消滅等、これらに伴って生じる損失に対して、適正な補償をする必要がある。この補償額を算定するに当たっては、憲法第29条第3項に基づく適正・公正な補償を行なうために各種の損失補償に関する基準等が定められており、これらの基準と調査結果に基づいて補償額を算定する。

このため、各公共事業施工者が損失補償を行うに当たっての基準の大綱として、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱が定められ、この要綱に従って各種の基準や要綱等が制定されている。

公開請求のあった本件対象公文書は、損失補償額の算定に必要な算定方法や単価を定めることにより、合理的、公平かつ円滑な補償額の算定を行う目的で、用地対策連絡協議会で作成している。

この中には、算定要領、基準、算定式や積算歩掛・単価歩掛・補償単価等が記載されている。標準書は取扱注意文書に指定されており、公開することによって他の中部地区用地対策連絡協議会会員との信頼関係が損なわれる。

これらの歩掛や単価は、補償額を算定するに当たっての作業の便宜を図るため、標準的なものを定めたものであり、個別具体の補償金額の算定には、それを適用するにあたり専門的な知識、能力を必要とするものである。これらを公開するならば、被補償者が歩掛、単価等を誤解や都合のよい判断などで安易に適用し、自己の補償額を予測し、それにより混乱が生じたり、予見補償額に固執することなどが予想され、また、事例によっては、第三者が補償額の積算も可能であり被補償者の秘密が公となり、市と被補償者との信頼関係が損なわれるなど用地交渉事務の適正な遂行に著しい支障が生じることが明らかである。

本件対象公文書の内容は、事務事業の実施の基準等に関する情報であって公開することにより、当該事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるものと判断する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書の性質について

本件対象公文書は、標準的なものであり、本市及び他市町村でも特殊な事情がない限りこれを基準に算定等が行われている。本市において、これ以外に標準書的なものは作成しておらず、地域性を勘案し、地域の特殊性に応じた配慮をして単価等を決定しているのが現状である。

このように、標準的なものでありながら、地域性があること、また毎年更新され

ることなどから、条例の運用上、できるだけ本件対象公文書の内容を選び分け公開・非公開の判断をする必要がある。

(3) 条例第6条第4号(行政運営情報)口の該当性について

本号口は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書を公開すると、担当職員が用地交渉時に説明しにくくなったり、用地交渉対象者に期待を抱かせるおそれがあり、適正な損失補償ができにくくなるなど実施機関のいうように交渉の複雑化と適正さが失われるという可能性も否定できない。一方で、異議申立人がいうように行政の説明責任が果たされ、いわゆる損失補償対象者のごね得がなくなり適正さが保たれる可能性もある。

現時点で、審査会としてインカメラで審査したところ、本標準に含まれる情報の中には、実施機関がというような問題を必ずしも引き起こさない情報も散見される。

従って、本件対象公文書の内容に即していえば、当然公開すべきもの、また公開しても支障がないと思われるものも含まれる。そうした点からすれば、積算歩掛等を除き公開するのが妥当と判断する。

(4) 結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった本決定を取消し、積算歩掛、単価歩掛及び補償単価を除き公開すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処 理 内 容 |
|---------|--|
| 12.4.24 | ・道路河川課用地室から諮問書受理 |
| 12.4.25 | ・道路河川課用地室に対して非公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知 |
| 12.5.12 | ・道路河川課用地室から非公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理 |
| 12.5.16 | ・異議申立人に対して非公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知 |
| 12.6.5 | ・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理 |
| 12.6.20 | ・実施機関の補足説明 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第5回審査会) |
| 12.7.11 | ・実施機関から意見聴取 ・審議 (第6回審査会) |
| 12.8.8 | ・審議 ・答申 (第7回審査会) |